

令和 7 年 8 月豪雨被災中小企業等再建支援事業補助金交付要領

（目的）

第 1 条 この要領は、令和 7 年 8 月豪雨により被災した市内の中小事業者の施設及び設備の復旧整備を支援することを目的として、予算の範囲内において、復旧整備に要する費用の一部に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、天草市補助金等交付規則（平成 18 年天草市規則第 48 条）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる会社及び個人に該当する者をいう。

2 この要領において、「令和 7 年 8 月豪雨」とは、令和 7 年 8 月 10 日に発生した大雨をいう。

3 この要領において、「被災証明書」とは、本市より発行された令和 7 年 8 月豪雨による証明書をいう。

4 この要領において、「施設」とは、被災証明書に記載された所在地に位置する中小企業者が本店、支店又は営業所として事業の用に供する建物をいう。

5 この要領において、「設備」とは、被災証明書に記載された所在地に位置するもの及び申請者の決算書又は固定資産台帳等に記載されたものをいう。

6 この要領において「復旧」とは、令和 7 年 8 月豪雨による被害を受けた施設又は設備の機能が、令和 7 年 8 月豪雨による被害を受ける前と同等程度の状態まで回復することをいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の対象となるものは、中小企業者で、次の各号をすべて満たす者（以下、「対象者」という。）とする。

- （1）天草市内に本店を有する法人又は天草市内に住所を有している個人事業者で市内で事業を行っている者
- （2）天草市の市税に滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意する者
- （3）令和 7 年 8 月豪雨により事業に用いる施設又は設備に被害を受け、施設又は設備の被災の証明を受けた者
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を営んでいない者
- （5）天草市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 29 日）第 2 条各号で定める暴力団関係者でない者
- （6）政治活動又は宗教活動を行っていない者
- （7）今後も天草市内にて事業を継続する意思がある者
- （8）前各号に掲げる者の他、補助金の趣旨・目的に照らし、適当でないと市長が判断した者でない者

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の対象とする事業は、令和 7 年 8 月豪雨による被害を受けた対象者が所有又は使用する施設及び対象者が所有する設備の復旧を行うもの並びに対象者が所有又は使用する施設の清掃作業を行うものとする。

2 補助対象経費に係る事業を行う場合は、市内事業者で調達が難しい場合を除き、原則として市内に事業所を有する事業者を利用するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、次条に規定する補助対象期間中に対象者が、別表に掲げる事業にかかる経費とする。ただし、次の各号は補助対象経費から除く。

- （1）消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税
- （2）他制度により受けた補助金
- （3）令和7年8月豪雨による被害を受けた施設、設備の滅失または毀損によって補助対象者が受けるべき保険金、共済金及び雑収入（処分に伴い、収入が生じた場合）等

（補助対象期間）

第6条 補助金の算定対象となる期間は、令和7年8月10日から令和8年2月27日までとする。

（補助率等）

第7条 補助金の補助率等は、予算の範囲内において、次の各号に掲げるものとする。

- （1）補助率は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とする。
- （2）補助金の額は、100万円を上限とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- （3）補助金の交付は、補助対象者及び施設に対し補助対象期間中に1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、令和7年8月豪雨被災中小企業等再建支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて令和8年2月27日までに市長に申請しなければならない。ただし、第6号については、該当がある者のみ提出するものとする。

- （1）被災証明書の写し及び被災写真
- （2）カタログ及び見積書の写し
- （3）復旧対象の施設及び設備の記載がある直近年度の決算書の写し（施設及び設備のうち、記載がない施設及び設備については、納品書等取得していたことが分かる書類）
- （4）主たる事業所等の所在地、納税地及び事業内容を確認できる以下の書類等
次のアからイに掲げるいずれかの直近の書類の写し
ア 法人 確定申告書別表1
イ 個人事業主 所得税確定申告書第一表のほか、青色申告者は青色申告決算書1面から4面、白色申告者は収支内訳書1面から2面の写し又は開業届の写し（令和7年以降に開業した者のみ）
- （5）市税等納付状況調査同意書（様式第2号）
- （6）第5条第2号及び第3号の交付を受けることが分かる書類の写し
- （7）その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その内容が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、申請者に対し令和7年8月豪雨被災中小企業等再建支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

2 市長は補助金を交付しない旨の決定をしたときは、令和7年8月豪雨被災中小企

業等再建支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号の2）により、申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第10条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定額が上限（100万円）未満の場合で、事業の内容を増額変更しようとする場合は、速やかに令和7年8月豪雨被災中小企業等再建支援事業補助金変更申請書（様式第4号）に、変更後に係る第8条第2号及び第6号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、令和7年8月豪雨被災中小企業等再建支援事業補助金変更決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第11条 第9条第1項又は第10条第2項による交付を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、対象事業が完了したときは、令和7年8月豪雨被災中小企業等再建支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第6号）（以下、「実績報告書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添付して当該事業の完了の日から起算して90日以内または、令和8年3月13日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3号については、該当がある者のみ提出するものとする。

- （1）対象経費の内容がわかるもの（請求書等）及び銀行振込依頼書等支払いの実績がわかる書類の写し
- （2）事業実績及び実施状況（施行前及び施工後）を確認できる記録等の資料（写真等）
- （3）第5条第2号及び第3号の交付を受けたことが分かる書類の写し

（補助金の額の確定及び交付）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書兼請求書を受理したときは、報告書兼請求書に係る書類を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年8月豪雨被災中小企業等再建支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の額の確定後、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか補助金に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和7年9月25日から施行し、同年8月10日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費の区分	内容	備考
被災施設の修繕	- 被災施設の修繕に要した経費 - 被災施設の修繕に伴い発生した処分費用 - 被災施設の修繕に伴い復旧に要すると認められる原材料費等 - 被災施設の修繕のために市長が必要と認めた経費	
被災設備の修繕、購入	- 被災設備の修繕に要した経費 - 被災設備の修繕及び購入に伴い発生した処分費用 ※処分に伴い、収入が生じた場合、該当収入額を対象経費から除く - 被災設備の復旧のため設備の購入に要した経費 - 被災設備の修繕に伴い復旧に要すると認められる原材料費等 - 被災設備の修繕、購入のため市長が必要と認めた経費 ※固定資産台帳に計上された設備の修繕、購入とする。	
被災施設の清掃作業	- 被災施設の清掃に要した経費 - 被災施設の清掃に伴い復旧に要すると認められる原材料費等 ※自社による清掃に要した経費は除く。	